

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	令和3年10月27日（水）午前8時55分～午前9時19分
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財政部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、議会事務局長、会計管理者 欠席者：なし
議 題	1 令和3年第4回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1：提案のとおり提出議案として決定する。 議題2：第4回市議会定例会の招集期日は、11月29日（月）である。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	議題1 令和3年第4回市議会定例会提出議案について (1) 武蔵村山市立保育所設置条例を廃止する条例 (子ども家庭部長説明) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8第1項に規定する公私連携型保育所への移行に伴い、武蔵村山市立つみき保育園を廃止する必要があるため、本案を提出する。 現在の指定管理期間の満了後となる令和4年4月1日から、武蔵村山市立つみき保育園を公私連携型保育所制度へ移行させることから、条例を廃止するものである。 施行期日については、令和4年4月1日からとする。 (結 論) 提出議案として決定する。 (2) 武蔵村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 (企画財政部長説明) 訪問介護等利用者負担額助成事業の廃止に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出する。 訪問介護等利用者負担額助成事業について規定する別表第1の24の項及び別表第2の22の項を削るものである。 施行期日については、公布の日からとする。 (結 論) 提出議案として決定する。

(3) 武蔵村山市常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を改める必要がある  
ので、本案を提出する。

概要について、1点目は常勤の特別職の職員の期末手当の支給  
割合を100分の10引き下げて、100分の217.5(年間  
100分の445)とするものである。

2点目は、令和4年度以降の期末手当の支給割合を、6月期及  
び12月期が均等になるよう改めるものである(各100分の2  
22.5)。

施行期日について、1点目は令和3年12月1日からとし、2  
点目は令和4年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 武蔵村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

一般職の職員の期末手当の支給割合を改め、及び業績反映の観  
点から、役職ごとに期末・勤勉手当の配分を改めるとともに、宿  
日直手当の支給額を改める必要があるので、本案を提出する。

概要について、1点目は一般職の職員の期末手当の支給割合を  
100分の10引き下げて、100分の115(年間100分の  
240)とするものである(再任用職員については、100分の  
5引き下げて、100分の65(年間100分の135)とする。)

2点目は、令和4年度以降の期末手当の支給割合を6月期及び  
12月期が均等になるようにしつつ、業績反映の観点から期末・  
勤勉手当の配分を改めるものである。

3点目は、宿日直手当の支給額を引き上げ、勤務時間が5時間  
以上の場合は6,000円、5時間未満の場合は3,000円と  
するものである。

施行期日について、1点目は令和3年12月1日からとし、2  
点目及び3点目は令和4年4月1日からとする。

職員の給与改定は、東京都人事委員会の勧告に準じて実施して  
いる。

なお、職員組合とは、現在協議中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

(環境担当部長説明)

家庭ごみ有料化の導入に当たり、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

更なるごみの減量・資源化の推進を図ることにより、良好な環境を次世代に継承するため、本年10月に策定を予定している「武蔵村山市家庭ごみ有料化及び戸別収集導入実施計画」に基づき、その実施に向けて必要な改正を行うものである。

施行期日については、令和4年10月1日からとする。

(結論)

提出議案として決定する。

(6) 武蔵村山市まちづくり条例の一部を改正する条例

(都市整備部長説明)

令和4年10月から武蔵村山市家庭ごみ戸別収集の開始に伴い、廃棄物保管場所の設置義務に係る規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例が令和3年第4回武蔵村山市議会定例会にて一部改正された場合、武蔵村山市まちづくり条例（平成23年武蔵村山市条例第18号。以下「条例」という。）における廃棄物保管場所の設置義務に係る規定について、不要となる部分が生じることとなるため、条例における廃棄物保管場所の設置義務に係る規定を見直す必要があり、第52条第1項第1号及び同項第2号に係る開発事業における廃棄物保管場所の設置基準を削除するものである。

施行期日については、公布の日からとする。

(結論)

提出議案として決定する。

(7) 武蔵村山市小口事業資金融資条例の一部を改正する条例

(協働推進部長説明)

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）の施行に伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

第7条第4号中「産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第23項第1号」を「産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第29項第1号」に改め、「認定特定創業支援事業」を「認定特定創業支援等事業」に改めるものである。

施行期日については、公布の日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 武蔵村山市下水道条例の一部を改正する条例

(建設管理担当部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

改正後の地方自治法により、下水道使用料の収入等について、スマートフォンアプリやクレジットカード等を利用した決済を指定納付受託者に事務を行わせることができる仕組み（指定納付受託者制度）が整備されることから、当該規定を改めるものである。

施行期日については、令和4年1月4日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 令和3年度武蔵村山市一般会計補正予算（第7号）

(企画財政部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 令和3年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

(市民部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(11) 令和3年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算（第2号）

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (12) 令和3年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）  
（都市整備部長説明）  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。  
内容等については、現在精査中である。  
（結 論）  
提出議案として決定する。
- (13) 令和3年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
（市民部長説明）  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。  
内容等については、現在精査中である。  
（結 論）  
提出議案として決定する。
- (14) 令和3年度武蔵村山市下水道事業会計補正予算（第1号）  
（建設管理担当部長説明）  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。  
内容等については、現在精査中である。  
（結 論）  
提出議案として決定する。
- (15) 財産の無償譲渡について  
（子ども家庭部長説明）  
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8第1項に規定する公私連携型保育所への移行に伴い、武蔵村山市立つみき保育園の財産を無償譲渡するため、本案を提出する。  
財産を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものである。  
譲渡する財産は建物、工作物及び立木、譲渡の相手方は社会福祉法人やまぶき会、譲渡する日は令和4年4月1日である。  
（結 論）  
提出議案として決定する。
- (16) 武蔵村山市民総合センター精神障害者地域活動支援センターの

	<p>指定管理者の指定について  (高齢・障害担当部長説明)</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。</p> <p>公の施設の名称は武蔵村山市民総合センター精神障害者地域活動支援センター、所在地は武蔵村山市学園四丁目5番地の1である。</p> <p>指定管理者の名称は医療法人社団円祐会、所在地は杉並区下井草一丁目10番地5号、代表者氏名は理事長 塩入 祐世である。</p> <p>指定期間については、令和4年4月1日から令和9年3月31日までである。</p> <p>(結 論)</p> <p>提出議案として決定する。</p> <p>(17) 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について  (総務部長説明)</p> <p>東京都市町村公平委員会に、新たに秋川流域斎場組合を加入させる必要があるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、本案を提出する。</p> <p>秋川流域斎場組合より、東京都市町村公平委員会の共同設置に加入したい旨の依頼があったため、規約を変更するものであり、別表中「多摩六都科学館組合」を「多摩六都科学館組合 秋川流域斎場組合」に改めるものである。</p> <p>施行期日については、東京都知事へ届出の日からとする。</p> <p>(結 論)</p> <p>提出議案として決定する。</p> <p>議題2 その他  令和3年第4回市議会定例会の招集期日について  令和3年第4回市議会定例会の招集期日は11月29日(月)である。</p>
--	--

<p>会議録の開示  ・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示  <input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等: )  <input type="checkbox"/> 非 開 示(根拠法令等: )</p>
---------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財政部 企画政策課(内線: 372)</p>
--------------	-----------------------------

(日本産業規格A列4番)